

文化遺産のグローバルな概念の形成

—建築の復元問題をめぐって—

ヴォムシャイド デルフィーヌ*

1. はじめに

文化遺産という概念は、世界各国において、地域によって異なる期間を経て存在してきたが、20世紀初頭から、いくつかの国に共通する世界的な言説が出現している。この論文では、文化遺産、あるいは建築遺産とグローバルな概念の形成起源の問題をとりあげる。

建築遺産に関する国際的な言説を論じれば、最初に発行されたテキストは、歴史的建造物の保護に関する1931年のアテネ憲章がある。しかし、第二次世界大戦後の1945年に設立されたユネスコが、1964年に「ヴェネツィア憲章」(Venice Charter) という最初の国際的な基準のテキストを発行した¹。それ以降、世界中の歴史的建造物の管理、保護、保全、修復のためのガイドラインとなってきた。ただし、提示された文化遺産のビジョンはヨーロッパ中心であり、世界の特定の文化、特にアジアの文化を除外した概念を提案しているように見える。この憲章は、特に復原の実践を排除し、物質的オーセンティシティの原則を基軸としている。以下、本文より抜粋である：

「復原工事はいっさい理屈抜きに排除しておくべきである。ただアナスタイローシス、すなわち、現地に残っているが、ばらばらになっている部材を組み立てることだけは許される。組立に用いた補足材料は常に見分けられるようにし、補足材料の使用は、記念建造物の保全とその形態の復旧を

保証できる程度の最小限度にとどめるべきである。」

1964年以降、このヨーロッパを中心としたビジョンは大きく発展してきた。このような文化遺産の定義の変遷における日本の役割は、すでにいくつかの研究、特に赤川夏子の研究(2015、2016a、2016b)によって示されている。しかし、文化遺産に対する概念が変化の中で、ヴェネツィア憲章で禁止された建築の復元の実践がどのように進化してきたかについての研究は、まだ非常に少ない。

したがって、本稿では、世界的な文化遺産概念の形成の起源とその段階を概観し、現在の概念がいかに関「文化の融合」、特に日本と西洋の文化の融合によるものであるかを明らかにすることを目的とする。消えてしまった建築物の復元を例に、この世界的な概念が建築遺産の管理と認識にどのような影響を与えたかを明らかにしたいと思っている。

2. 世界文化遺産奈良コンファレンスの役割

2.1. 日本から「オーセンティシティ」という概念の再考察

1951年、日本は国際機関ユネスコに加盟した。国が1972年の「世界遺産条約」(World Heritage Convention)の締結を20年遅らせたのは(1992年)、このようなヨーロッパ中心主義の影響であり、一方で日本は様々な国際的な遺産保護プロジェクトへの資金提供にも関わっていた。

*パリ大学・教授

国際的な文化遺産の概念には文化の多様性が欠けているという指摘を受け、日本は1994年に世界文化遺産奈良コンファレンスを開催し、「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」(Nara Document on Authenticity)を作成した。したがって、日本語の言語にない「オーセンティシティ」という言葉と概念は、この新しいテキストの中心にあり、文化的多様性と世界の遺産の多様性を考慮している。以下、本文より抜粋である：

「6 文化遺産の多様性は、時間と空間の中に存在しており、異なる文化ならびにそれらの信仰体系のすべての側を尊重することを要求する。文化の価値が拮抗するような場合には、文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する。

7 すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形また無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない。」

文化遺産の価値をその文化的背景との関係で捉え直すというこの文書の主旨は、世界遺産の歴史において基本的かつ大きな一歩であり、今後のあらゆる施策に影響を与えるものである。

また、「オーセンティシティ」という言葉は、西洋の「遺産」という概念では中心的なものであるが、日本語にはそれに相当する言葉が存在していない。鈴木博之(2013)によるとオーセンティシティの翻訳として、「真純性」とか「真正性」があるけど、日本語の文章では英語の「オーセンティシティ」という言葉が使われているようである。この西洋的な概念は主に遺産の物質性に基いているが、奈良ドキュメントが示すように、遺産は有形の物だけではなく無形の物からも構成されている。この無形遺産の概念は、1950年以降の日本の法律にすでに存在しており、1994年から世界文化遺産の全体的な概念に導入されている。

2.2. 伊勢神宮の式年遷宮の問題

この無形遺産という概念が西洋に伝わったのは、伊勢神宮の式年遷宮の例からである。20年に一度の伊勢神宮の建物の再建を通じて、建築技術と建築の姿は世代を超えて受け継がれ、失われることはない。しかし、いくつかの研究者(Cluzel, Nishida, Yagasaki, Yoshida, 2020)がすでに明らかにしているように、伊勢神宮の事例の理解のされた方は問題になってしまった。

奈良コンファレンスが遺産の概念に変化をもたらしたことは間違いないが、その一方で、西洋から日本における文化遺産像、特に復元や物質的価値にまつわる誤解を招く結果にもなった。問題は、伊勢神宮の式年遷宮が日本の遺産の象徴として設定されている一方で、特殊性を示していることだ。その理由は、式年遷宮の帯びる宗教的意味の問題だと思っている。「式年遷宮」という言葉は英語やフランス語などの翻訳は「periodic reconstruction」と「reconstruction périodique」(定期復元)になって、宗教的な意味は全くなくなる。この意味の問題が、欧米で式年遷宮の実践が誤解されている原因の一つだと思っている。実際、伊勢神宮の式年遷宮を、伝統的な形式と技術による建築の保存の手段として言及する著作は少なくないが、その多くは、この実践の宗教的価値を完全に排除しており、深い誤解を招いている。

日本文化の中で、式年遷宮という実践はむしろ特別なことである。式年遷宮の詳細については、本稿では触れない。しかし、伊勢神宮の事例が世界的な遺産の概念の形成や定義の拡大に大きな役割を果たすと同時に、日本における遺産に対する誤解を助長していることを強調することは興味深い。

3. 日本と西洋の文化遺産保護に関する法律の改正

3.1. 日本における欧米の影響

国際的な立法の変遷に踏み込む前に、日本における遺産立法の歴史を簡単に振り返っておく必要があると思っている。実際、文化の融合という考え方は、お互いの影響に基づいておる。日本における遺産立法は19世紀末から20世紀にかけて、当時ヨーロッパで使われていた慣習や語彙に強い影響を受けていた。

この時代の知的交流は、日本の文化施設の設立に影響を与えただけでなく、遺産に関するある種のポキャブラリーの形成にも貢献した。例えば、現在日本語の「文化財」は、英語の「cultural property」とドイツ語の「Kulturvermögen」から生まれた言葉である (Fiévé, 1999)。この言葉は、1950年に制定された「文化財保護法」で使われたもので、現在では文化遺産管理の主要な法律となっている。

しかし、言語の借用にもかかわらず、法律の内容には日本の遺産概念に特有の側面が含まれている。1990年代の国際的な議論の中心となっている「無形遺産」という概念は、1950年の日本法律という早い時期に、「無形文化財」のカテゴリーとして導入されていた。日本は世界で初めて、演劇、音楽、工芸技術などという伝統芸能とその保持者（いわゆる「人間国宝」）の遺産価値を認めた国であろう。1975年の「文化財保護法」の改訂では、「選定保存技術」というカテゴリーも導入され、伝統的な建築や修復の技術を指定できるようになった。

3.2. 国際的な言説と法律の改正

本稿のはじめに説明したように、1994年の「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」以来、ユネスコなどの国際機関が遺産文化の多様

性を認め始めていた。実は、奈良ドキュメントには復元の話がない。しかし、「奈良ドキュメント」以降、ユネスコやイコモスによって発表された文書には、復元をめぐる言説の進化が見て取れる。復元はあくまでも例外的なものとしてされながらも、一定の条件のもとで受け入れられるようになった。例えば、2000年の「クラクフ憲章」の中に、このような言説がある：

「戦争や自然災害で破壊された建物全体の復元は、コミュニティ全体のアイデンティティに関連する例外的な社会的または文化的理由がある場合にのみ認められる。」

ここでは、復元された建築物の無形価値がコミュニティのアイデンティティにある。

また、国際的なレベルでは、無形遺産が公式に認められるようになったのも2000年代初頭のことと、特に2003年の「無形文化遺産条約」が日本政府の強い支持を受けて採択された。最近では、2020年に日本の「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が無形文化遺産の代表リストに記載された²。そしてユネスコは、日本で40年以上前の1975年から「文化財保護法」の「無形遺産」というカテゴリーで始まった無形遺産を国際レベルで認定したのである³。

4. 日本における建築復元の歴史と多様性

日本では、建築復元という実践は一般的で古くからあり、欧米のような議論は少ない。海野聡 (2017) によれば、1895年に京都の平安神宮（8世紀の京都御所の復元として）が造営されて以来、古代建築の復元は新たな息吹を吹き込まれたのだという。最近、奈良市には平城京の朱雀門（1998年）と大極殿（2010年）が復元された。また、20世紀中、火災で焼失した木造の建物は、災害後すぐに復元されることが多い。一方で、寺院などの古い木造建築の修復には、解体して再建する必要があるものもある。そのため、日本では、失われ

た建築物を復元・再建するための背景や手法は多いし、目的もさまざまである。しかし、復元・再建された建築物を文化遺産として扱うことは、日本の「文化財保護法」における建築材料の古さの重要性を示している。実際、完全に消失し、物質的な痕跡が残っていない建物は、文化財として指定することができない。例えば、1950年に放火で焼失し、1955年に完全に復元された金閣寺は、国宝としての指定を失った。逆に、物質的な痕跡が残っている建物は文化財としての指定や登録を失わない。例えば、神戸の十五番館の場合、1995年の阪神大震災で全壊し、1998年に復元されたが、今でも重要文化財に指定されている (Enders, Gutschow, 1998)。

20世紀に入ってから、日本では城郭の復元が相次いでいる (平井, 2000年)。特に第二次世界大戦の破壊の後、天守閣の復元は、地域的なアイデンティティと社会的な再建のための重要な段階となったのである。経済的、実用的な理由 (工事のスピード) から、天守閣は鉄筋コンクリートで復元され、外観は破壊される前の状態に戻すことが目指されたのである。しかし、最近のプロジェクトでは、目的の違いや科学的厳密さの追求が見られている。例えば、2000年から行われている金沢城の復元は、破壊から100年以上経過しているため、アイデンティティの再建とは言えない。発掘調査や膨大な史料をもとに、城内のいくつかの建物 (長屋、門、庭園、御殿) が、当時の材料 (木材) や技法を用いて復元された。ここでは、科学的、観光的や経済的な利害関係が最も重要であり、これらのプロジェクトの根本的な政治的利害関係を示している。

5. 西洋における復元・復原に関する議論

グローバルな遺産概念の発展における日本の役割、特に建築遺産の概念に対する無形遺産の貢献についての大枠が決まったところで、この世界的

な文化の表現のひとつとして、消失した建物の復原について考えてみたいと思っている。実際、復元された建物は、連続性がないため、西洋のビジョンにおけるオーセンティシティの初期基準に対応していない。しかし、この20年、ヨーロッパでは復元工事が盛んに行われている。

戦時中に破壊されたボスニア・ヘルツェゴビナのモスタルの橋を例にとってみよう。2004年、多くの議論を経て、ユネスコは建物の復元を許可し、翌年には世界遺産リストに登録された。このプロジェクトは、国際レベルでの遺産の概念の進化を示す具体的な例である。

さらに、国際的な専門家の中で、復元問題に関する会議や出版物などの議論が数多く行われていることも、意識の変化を示している。これらの議論の中心となるのは、古い建物が持つ無形の価値であり、復元に必要な知識や技術だけでなく、社会的、人間的な価値も含まれている。

6. グローバル化した世界における復元への挑戦

最後に、グローバル化した世界における復元の実践の課題という問題を取り上げたいと思っている。なぜなら、文化遺産という概念が現在、ある「文化の融合」の結果であるとすれば、それはまた、個々の文化には属さないグローバル化した社会的、政治的、経済的問題を反映したものである。観光はもちろん大きな問題であり、文化遺産の問題と根本的に結びついている。現在、世界の都市や国は、魅力的な文化を提供することで、多くの観光客を引き付けたいという。そこで、古い建物を復元するという方法が、特に興味深い解決策になると思われる。ヨーロッパでは、この慣習は強く批判されている (Crisan, 2018)。2020年に復元されるドイツのベルリン城プロジェクトは、ヨーロッパの歴史学者たちから多くの批判を浴びている。フランスでは、パリのチュイルリー宮殿やサン・クルー城の復元プロジェクトが、国民の

熱意にもかかわらず、専門家の反対に遭って、いまだ実現されていない。

日本では復元事業が続いているが、パラダイムの変化と、グローバル化した文化遺産という概念の「文化の融合」の影響を示していると思っている。実際、2000年代に入ってから、地域のアイデンティティよりも科学的・歴史的な厳密さを説明しようとする復元事業が出現している。金沢城、尼崎城の天守閣、奈良の大極殿など、地元住民の知らない古い建物がこうして復元されている。科学的厳密さが中心であっても、観光や経済の利益が切り離せないことは確かだ。

最近の例では、名古屋城であろう。1930年に国宝に指定され、第二次世界大戦で破壊された名古屋城の天守閣は、1959年に鉄筋コンクリートで復元され、現在は木造復元のために破壊中である。このようなプロジェクトは、日本ではあまり例がなく、経済政策における復元事業の重要性を示していると考えている。この新しい木造天守閣に求められる素材のオーセンティシティは、この「文化の融合」を物語っているように思っている。実際、このプロジェクトで実施された科学的厳密さは、地域間の観光的競争の中で、市の観光政策におけるマーケティングの論拠として活用されている。

7. 結論

20世紀前半に最初の国際的なテキストが出版されて以来、文化遺産という概念は大きく発展してきた。日本はこのような概念の変化に大きな役割を果たし、文化遺産の概念、特に無形の価値を広げることに貢献した。しかし、19世紀末から20世紀初頭にかけて、文化遺産法制や意味論の枠組みを構築する上で西洋が日本に与えた影響を考えると、今日の文化遺産概念の「融合」の性格を理解することができる。

このように文化遺産という概念がグローバル化

する中で、特に欧米の専門家が長い間禁止し、批判してきた復元という実践に変化が生じている。この20年間、ヨーロッパでは復元プロジェクトが増え続けている。今でも強く批判されているものもあれば、ユネスコに認められ、承認されているものもある。このようなメンタリティの進化は、建築に含まれる地域的アイデンティティ、社会的、技術的等の価値といった無形の価値についての考察を示すものである。日本では、科学的な厳密さと、技術や素材の「オーセンティシティ」を重視した実践が進化していることがわかっている。このように、ヨーロッパや日本で消滅した建築物を復元することは、ある種の「文化の融合」を意味するといえるでしょう。

注

- 1 「ヴェネツィア憲章」1965年にイコモスが採択した憲章である。
- 2 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の17件は建造物修理、建造物木工、檜皮葺・柿葺、茅葺、檜皮採取、屋根板製作、茅採取、建造物装飾、建造物彩色、建造物漆塗、屋根瓦葺（本瓦葺）、左官（日本壁）、建具製作、畳製作、装演修理技術、日本産漆生産・精製、縁付金箔製造。
https://bunka.nii.ac.jp/special_content/ilink4
- 3 実は、最初の選定というのは、1976年、「建造物修理」である。

参考文献

- AKAGAWA Natsuko, *Heritage conservation in Japan's cultural diplomacy: heritage, national identity and national interest*, Abingdon, Routledge, 2015, 227 p.
- AKAGAWA Natsuko, « Japan and the Rise of Heritage in Cultural Diplomacy: Where Are We Heading? », *Future Anterior: Journal of Historic Preservation, History, Theory, and Criticism*, vol. 13, n° 1, 2016, pp. 125-139.
- AKAGAWA Natsuko, « Rethinking the global heritage discourse – overcoming 'East' and 'West'? », *International Journal of Heritage Studies*, vol. 22, n° 1, 2016, pp. 14-25.
- CLUZEL Jean-Sébastien, NISHIDA Masatsugu, YAGASAKI Zentarō, YOSHIDA Kōichi, « Transmission du patrimoine architectural au Japon : décryptage »,

- Perspectives, vol. 1, 2020, pp. 43-66.
- CRİŞAN Rodica, « Uses and Abuses of Reconstruction », ICOMOS University Forum, n° 1, 2018, pp. 1-19.
- ENDERS Siegfried R. C. T., GUTSCHOW Niels (eds.), *Hozon: Architectural and Urban Conservation in Japan*, Stuttgart ; London, Edition Axel Menges, 1998, 207 p.
- FIÉVÉ Nicolas, « Architecture et patrimoine au Japon : les mots du monument historique », in Régis Debray (ed.) *L'abus monumental ?*, 1999, pp. 323-345.
- 平井聖, 『日本の城を復元する』、学習研究社、2002、127 p.
- ICOMOS クラクフ, 『クラクフ憲章』, 2000.
- ICOMOS 奈良, 『オーセンティシティに関する奈良ドキュメント』, 1994.
- ICOMOS ヴェネツィア, 『ヴェネツィア憲章』, 1964
- KONO Toshiyuki, « Authenticity: Principles and Notions », *Change Over Time*, vol. 4, n° 2, 2014, pp. 436-460.
- 鈴木博之, 『保存原論：日本の伝統建築を守る』、市ヶ谷出版社, 2013, 126 p.
- 海野聡, 『古建築を復元する』、吉川弘文館, 2017, 259 p.